組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二十三日

沖縄県那覇市天久一丁目二七番二号ギャラリー宇四〇一

A．ｓｃｏｕｒａｇｅ企画分社

代表社員　安慶名勇子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二十三日

沖縄県那覇市天久二―七―五

合同会社ＡＮＺＹ

代表社員　徳元　裕子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第五十二号）

平成二十九年三月二十三日

大阪市北区天神橋二丁目三番一〇号

システムプラス株式会社

代表取締役　車野　礼二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千百三十五万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月十四日

掲載頁　九十六頁（号外第五十号）

平成二十九年三月二十三日

東京都港区芝五丁目三一番一七号　ＰＭＯ

田町二Ｆ　ＨＥＲＯＺ株式会社

代表取締役　林　隆弘

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十一日開催の取締役会において、平成二十九年四月二十七日をもって、当社普通株式一株を七株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成二十九年四月二十六日と定めましたので公告いたします。

なお、右記株式分割に伴い、会社法第一八四条第二項の定めに基づき、平成二十九年四月二十七日をもって当社定款第六条の発行可能株式数を三十万株から二百十万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

平成二十九年三月二十三日

東京都中央区日本橋小伝馬町二番地五日本橋ＦＫビル九Ｆ

トレーラーハウスデベロップメント株式会社

代表取締役　大原　邦彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二十三日

東京都文京区大塚四丁目一九番一〇号

細田商事株式会社

代表取締役　井上　和子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二十三日

大阪市西区千代崎二丁目一番四〇号

渡辺泰株式会社

代表取締役　渡辺　優

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二十三日

大分県佐伯市大手町三丁目二番一八号

佐伯タクシー株式会社

代表取締役　植田　茂樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である神谷攻が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二十三日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号住友不動産飯田橋ビルディング七Ｆ

コヴァンシス・アジアパシフィック・プライベート・リミテッド

日本における代表者　神谷　攻

限定承認公告

本籍兵庫県川西市山原二丁目八番、最後の住所兵庫県川西市山原二丁目八番二号

被相続人　亡　奥村　博一

右被相続人は平成二十八年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

京都市山科区御陵岡ノ西町三八番地四六

限定承認者　奥村　摩美

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所大阪府南河内郡河南町大宝二丁目五番四号

被相続人　亡　松岡茂樹こと　具　茂樹

右被相続人は平成二十四年四月七日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

大阪府南河内郡河南町大宝二丁目五番四号

限定承認者　松岡茂こと　具　鍾謨

同　松岡トシ子こと　申　瑞分

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市真砂本町二八番地七、最後の住所鹿児島市下荒田二丁目一〇番一五号藤元ビル二〇二号

被相続人　亡　長友　孝明

右被相続人は推定平成二十八年十一月八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

鹿児島市山下町一七番一七号鹿児島総合法律事務所　相続財産管理人是枝希

代理人弁護士　泉　武臣

訂正公告

平成二十八年十月十四日（号外第二二八号）掲載の資本金の額の減少公告及び第四期決算公告（枠組）中、資本金の額を「一千五百万円減少し三百万円とする」とあるは「一千百万円減少し七百万円とする」に、住所に「千葉県千葉市中央区中央三丁目一三番一七号」とあるは「千葉市中央区中央三丁目一三番七号」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十九年三月二十三日

千葉市中央区中央三丁目一三番七号

株式会社三和

代表取締役　佐野　陽彦

訂正公告

平成二十九年三月六日（号外第四十四号）掲載の解散公告中、代表清算人「田中　博之」とあるは「鬼木　康男」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年三月二十三日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

一般社団法人ボルト

代表清算人　鬼木　康男

正誤

平成二十九年三月十日海上保安庁告示第十一号（与島東船舶通航信号所に関する告示等を廃止する等の告示）

（印刷誤り）

一〇ページ二段目終りから四行目から一行目は次のとおりの誤り。

位置		
所在地	沖縄県那覇市（港町）	
北緯	二六―一四―四六	
東経	一二七―四〇―二二	

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年二月二十七日叙位・叙勲欄中叙勲部（原稿誤り）				
一〇三		二四	「山口　毅」は死亡により削る。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十三日付第五八号四

達第五五号一六ページ

八ページ●同日付第五九号六四ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月（六四一円（本体一、五二〇円））　本号一部（配送料別）（一四〇円（本体一三〇円））